

事業ごみの処理について

◇事業ごみの区分 「事業ごみ」とは、一般家庭の生活ごみ以外のすべてのごみです。事業活動に伴って発生するごみは、その量に関わらずすべて「事業ごみ」です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた廃棄物を指します。
例として、廃プラスチック類、缶、アルミ・スチール製品、汚泥、廃油、廃タイヤ、乾電池や蛍光灯など。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物以外の廃棄物を指します。

例として、食品の食べ残しや売れ残り、リサイクルできない紙類など。

◎事業系一般廃棄物の中には、リサイクル可能な廃棄物が多く含まれています。適正な分別を徹底することで、ごみの減量化・資源化だけでなく、廃棄コストの削減にも繋がります。

例として、紙類（新聞、雑誌、ダンボール、雑がみなど）や従業員の飲食に伴って生じた缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装など。

産業廃棄物

以下の品目が産業廃棄物です。

あらゆる事業活動に伴ったもの	廃プラスチック類	発泡スチロール、ペットボトル、ビニール製品、廃タイヤなど
	金属くず	缶、アルミ・スチール製品、鉄くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラス、食器、びん、インターロッキングくず、石膏ボードくずなど
	廃油	食用油、エンジンオイル、潤滑油など
	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、酸性廃液など
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、アルカリ性廃液など
	汚泥	ビルピット汚泥、メッキ汚泥、グストラップ汚泥など
	ゴムくず	天然ゴムくず
	燃え殻	石炭がら、重油燃焼灰など
	鉱さい	高炉、平炉、鋳物廃砂、不良鉱石など
	がれき類	コンクリート破片、レンガ破片、瓦破片、アスファルト破片など
業種が限定されているもの	ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダストなど
	紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、製本・印刷加工業、パルプ・紙製造業などから発生する紙くず
	木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木製品製造業、パルプ製造業などから発生する木くず
	繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（繊維製品製造業を除く）から発生する繊維くず
	動植物性不要固形物	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業などで原料として使用した動植物の残さ
	動物のふん尿	畜産農業から生じる牛、馬、羊、鶏などのふん尿
動物の死体	畜産農業から生じる牛、馬、羊、鶏などの死体	

※ただし、従業員の飲食に伴うものは一般廃棄物です。

◆事業ごみの処理方法

産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ自己搬入するか、産業廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託して処理してください。

許可業者一覧表は、長野県ホームページに掲載しています。

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、事業者が処理施設に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託して処理してください。

許可業者一覧は、町ホームページに掲載しています。

事業系一般廃棄物

可燃ごみ

紙類

木くず・剪定枝類

缶・びん・ペットボトル

処理方法① 事業者が処理施設に自己搬入する（有料）

ちくま環境エネルギーセンター
千曲市屋代 3088 番地
TEL 026-214-5340

- 資源物引取業者の処理施設
- 木くず等処分業者※1

可燃ごみ

紙類

木くず・剪定枝類

缶・びん・ペットボトル

処理方法② 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する（有料）

- 一般廃棄物収集運搬許可業者は町ホームページの許可業者一覧をご覧ください。

可燃ごみ

紙類

木くず・剪定枝類

缶・びん・ペットボトル

- 可燃ごみと資源物の分別は、町ホームページで、家庭向けに掲載している「資源物とごみの分け方・出し方・減らし方」のパンフレットを参考にしてください。

※1 草木等処分許可業者は、草木等をチップ化してリサイクルします。木くず・剪定枝類は可燃ごみとしても処理できますが、可燃ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。（町内の草木等処分業者は1社です。）

- 一般廃棄物のうち、「可燃ごみ・缶・びん・ペットボトル」については、以下の条件のもと、町の許可を受け、特別に地区の収集所へ出すことができます。（詳しくは下記までお問い合わせください。）

◆条件1 月間排出量が100kg以下であること ◆条件2 地元区長の同意を得ていること

廃プラスチック類は産業廃棄物です

ちくま環境エネルギーセンターへ搬入される可燃ごみの中に、廃プラスチック類である発泡スチロール・ビニール製品・プラスチック製品が多数混入しているケースがあります。

あらゆる事業活動から発生する廃プラスチック類は産業廃棄物です。

※ただし、従業員の飲食に伴うものは一般廃棄物です。

坂城町住民環境課

坂城町大字坂城 10050 番地 電話 0268-75-6204 FAX0268-82-8307

ホームページ：<http://www.town.sakaki.nagano.jp>